

# フジテック 調達ポリシー

## 1. はじめに

当社は、「世界を、もっとフラットに。」をブランドビジョンに掲げ、エレベータ・エスカレータを提供する企業として、経営理念を実践することこそが、社会や自然との共生や、持続可能な社会の実現に繋がると認識し、ステークホルダーの皆さまとともに、“安全・安心”の追求、人材開発、技術の伝承、社会貢献活動、環境活動を含む、さまざまな事業活動に取り組んでいます。

なお、この事業活動を実現するにはサプライチェーン全体で社会的責任を果たすことが不可欠な要素です。

本ポリシーは、グローバルに展開する当社の調達活動における基本的な考え方を示すもので、パートナーシップ構築宣言、当社のサステナビリティ方針・人権ポリシーを元に作成されています。本ポリシーの趣旨をご理解いただき、国際的な行動規範および各国・地域の法令を遵守の上、実践いただきますようお願い申し上げます。

私たちは、サプライチェーン全体の共存共栄の精神に基づき、皆さまと共に持続的な成長を目指します。

## 2. 適用範囲

本ポリシーは、当社および当社のグループ会社と取引を行うすべてのサプライヤー様、ならびにそのサプライチェーン（貴社の上流取引先）に適用されることを期待します。

### 3-1. 人権と労働

「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を含めた国際的な人権基準（国際人権章典、ILO中核的労働基準など）を理解し、労働者の人権を尊重し、下記の事項を遵守ください。

- **人権の尊重:** 企業活動において人権侵害に加担しないこと。また、サプライチェーン上の人権リスクの防止に努めること。
- **強制労働の禁止:** いかなる形態の強制労働、債務労働、奴隷労働、人身売買も行わないこと。また、従業員の移動の自由を保障し、身分証明書等の原本を没収しないこと。
- **児童労働の禁止:** 各国・地域の法令で定める最低就業年齢、または国際基準による最低就業年齢のいずれか高い方に満たない児童を雇用しないこと。また、若年労働者の健康や安全を損なう業務に従事させないこと。

- **差別の禁止:** 雇用（採用、昇進、報酬、研修など）において、人種、国籍、性別、宗教、年齢、障がい、性的指向、政治的信条などに基づく一切の差別を行わないこと。
- **非人道的な扱いの禁止:** 従業員に対する身体的・精神的な虐待、ハラスメント、過酷な懲戒処分を行わないこと。
- **結社の自由と団体交渉権:** 結社の自由と団体交渉権：従業員が自由に労働組合を結成・参加する権利、および団体交渉を行う権利を尊重すること。現地の法令によりこれらの権利が制限されている場合においても、従業員が代替となる対話の手段（従業員代表との協議等）を確保できるよう配慮すること。
- **適切な労働時間と賃金:** 各国・地域の法令を遵守し、適切な労働時間、休日・休暇の管理を行うこと。また、最低賃金を遵守し、従業員の生活を支える適切な賃金の支払いに努め、不当な賃金控除を行わないこと。

### 3-2. 安全衛生

当社の「労働安全衛生方針」の理念に基づき、“安全・安心”を最優先とし、従業員の心身の健康増進に取り組んでください。

- **“安全・安心”の最優先:** 全ての事業活動において“安全・安心”を最優先事項と位置づけ、ビジネスの根幹とすること。
- **労働災害の防止と法令遵守:** 安全衛生に関する各国法令およびその他の要求事項を遵守するとともに、常に最高水準の基本行動となるように定期的な見直しを実施し、コンプライアンスの徹底を図ること。またリスク評価に基づき労働災害を防止するための安全ルールを徹底すること。
- **安全衛生リスク評価の実施:** 労働安全衛生マネジメントシステムの有効性を定期的に評価し、継続的な改善を推進すること。
- **職場環境の整備:** 誰もが安全に、平等に、多様な働き方を実践できる職場環境を構築すること。
- **設備・保護具の安全管理:** 機械設備への安全措置を講じ、作業員に適切な保護具を無償で提供すること。
- **緊急事態への対応:** 事故発生時の救急措置・報告体制を整備し、再発防止策を講じること。
- **自律的な安全活動:** 従業員一人ひとりが安全と健康について自ら考え、行動し、成長できるような教育・啓発を行うこと。
- **心身の健康増進（ウェルビーイング）:** 従業員が生き生きと安心して働けるよう、フィジカル（身体）・メンタル（精神）両面での健康維持・増進に取り組むこと。

### 3-3. 環境

持続可能な社会の実現に向け、事業活動を通じて環境との共生を図るよう、環境負荷の低減に自主的かつ積極的に取り組み、環境マネジメントシステムの構築および継続的改善に努めてください。

- **環境法令の遵守:**事業活動を行う国・地域の環境関連法規・規制を遵守し、環境マネジメント（ISO14001など）に必要な許認可を取得・維持すること。
- **気候変動への対応:**温室効果ガス排出量の削減目標を設定するなど、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷低減の取り組みを推進すること。
- **資源・エネルギーの有効活用:**省エネルギー、省資源、節水、廃棄物の削減・リサイクル（3R）を推進し、持続可能なサーキュラーエコノミー（資源循環型経済）の実現に努めること。
- **環境汚染の防止と化学物質管理:**大気・水質・土壌への汚染を防止すること。また、商品に含まれる化学物質や製造工程で使用する有害物質を、諸法令および顧客が定める化学物質管理基準を遵守し、適切に管理すること。特に、商品に含まれる化学物質の含有状況を正確に把握し、顧客および法令に基づく不使用証明等の情報を要求された場合には、遅滞なく提供すること。
- **生物多様性の保全:**事業活動が生態系に与える影響を把握し、生物多様性の保全に配慮すること。
- **環境負荷低減に向けた協働:**脱炭素化に資する技術・商品・工法の開発や、生産・流通工程におけるエネルギー効率の向上について、当社グループと連携して取り組むこと。  
また、環境負荷の低い代替素材の採用や、革新的な低炭素技術の導入について、積極的な提案を行うよう努めること。

### 3-4. 公正取引・倫理

当社の企業行動規範である「対等・健全な商取引」および「自由・公正な競争」の精神に基づき、高い倫理観をもって事業活動を行ってください。

- **法令遵守と公正な競争:**各国・地域の競争法および公正な商取引に関する法令を遵守すること。カルテルや談合などの競争を制限する行為、および優越的地位を濫用した不当な取引を行わず、自由かつ公正な競争を行うこと。
- **対等・健全な商取引:**取引にあたっては、品質・価格・納期・技術力などを合理的かつ客観的に評価し、パートナーとの信頼関係に基づく健全な関係を構築すること。
- **腐敗・贈収賄の禁止:**国際的な倫理観および社会通念に則り、公務員や取引先に対していかなる形態の贈収賄、不適切な利益供与・受領（過剰な接待・贈答を含む）も行わないこと。

- **利益相反の回避:** 個人的な利益と会社の利益が対立する行為、またはそのように見える行為を避けること。
- **知的財産の保護:** 自社の知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産権を尊重し、侵害しないこと。
- **責任ある鉱物調達:** 紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）に関連する鉱物（タンタル、スズ、タングステン、金など）に加え、コバルトやマイカといった児童労働や環境破壊等のリスクが指摘される鉱物についても、その調達過程における人権侵害や環境破壊への加担を回避するためのデュー・ディリジェンスを実施すること。また、サプライチェーンの透明性を確保し、当社グループの要請に応じて調達ルートの特特定や精錬所の情報開示に協力すること。
- **通報制度の整備と保護:** 不正行為や倫理違反の懸念がある場合に、従業員等が報復を恐れず相談・通報できる仕組み（内部通報窓口等）を整備すること。通報の対応にあたっては、機密性および通報者の匿名性を厳格に保護し、通報者に対するいかなる不利益な取り扱いも禁止すること。

### 3-5. 品質と商品安全

「商品利用者の安全」と「作業者の安全」を第一義とし、徹底した品質管理と安全性の確保に努めてください。

- **安全最優先の品質保証:** 提供する商品・サービスにおいて、安全性を最優先事項と位置づけ、設計・製造・表示上の欠陥を未然に防止すること。
- **品質マネジメントシステムの確立:** ISO 9001等の国際規格に準拠した品質マネジメントシステムを構築し、工程設計図書（QC工程表、作業標準、検査基準等）に基づいた厳格な品質管理を行うこと。
- **法令・規格の遵守:** 商品が使用・設置される国や地域の最新の法令、および適用される安全規格を遵守すること。
- **安全設計の推進:** 商品の設計にあたっては、危険の排除（本質安全化）を優先し、必要に応じてフェールセーフ（故障しても安全側に動作する）、フールプルーフ（誤操作しても危険が生じない）等の設計思想を取り入れ、高い信頼性を確保すること。
- **トレーサビリティと記録の保管:** 商品の品質と安全性を証明し、万が一の際に速やかに履歴を追跡できるよう、製造履歴や検査結果などの記録を適切に作成し、製造物責任（PL）法等の法令で定められた期間（または当社が指定する期間）、確実に保管すること。
- **事故・不具合への対応:** 商品に関連する事故や重大な不具合が発生した場合、直ちに当社へ報告するとともに、原因究明および再発防止策の策定に全面的に協力すること。

### 3-6. 情報セキュリティ

事業活動を通じて知り得た個人情報や機密情報を保護することは、事業継続を確実にし、社会の信頼に応えるために重要な要素です。継続的に情報セキュリティの維持・改善に取り組むとともに、以下の原則に基づき対策を実施ください。また、詳細な要件については当社が別途定める附属文書「フジテック調達ガイドライン（情報セキュリティ）」を参照し、遵守ください。

#### ● 情報セキュリティ管理体制の確立と適用範囲

個人情報および機密情報の漏洩を防ぐため、各国の法令およびその他の社会規範に準拠した情報セキュリティ管理に係るルールを整備し、組織的、人的、物理的、および技術的な情報セキュリティを継続的に維持・改善していくための体制を確立すること。また、貴社の業務委託先（当社の二次サプライヤー以降）に対しても、本ポリシーの主旨を理解いただいた上で、同等の対策を講じるよう適切に指導または監督すること。

#### ● 情報セキュリティ教育の実施

役員・従業員等の情報資産を利用する者に対し、情報セキュリティの意識向上を図るとともに、情報セキュリティに関する教育・訓練を継続的かつ定期的を実施すること。

#### ● 情報セキュリティリスクおよびインシデントへの対応

情報資産に対する不正なアクセス、漏洩、改ざん、紛失、盗難、破壊、利用妨害等が発生しないよう、物理面およびシステム面で適正かつ必要なセキュリティ対策を講じること。情報セキュリティに係る事故の未然防止に努めるとともに、万一、事故が発生した場合、またはその懸念が生じた場合には、当社へ速やかに報告の上、被害拡大防止に努め、適切な再発防止策を講じること。

### 3-7. 当社への納入物・ソフトウェアのセキュリティ

当社が提供する商品・サービスおよびシステムの安全性を確保するため、貴社が納入・提供する設備・商品・成果物（オープンソースソフトウェアを含む）において、マルウェアや既知の脆弱性が排除されていることを確認した上で納入すること。また、納入後に脆弱性が発見された場合、速やかに当社へ通知し、継続的な修正対応に努めること。詳細については附属文書「フジテック調達ガイドライン（情報セキュリティ）」を参照ください。

### 3-8. サプライチェーンの強靱化と共同事業継続（BCP）

当社は、昇降機という社会インフラを維持する責任をサプライヤーの皆さまと分かち合い、有事の際も共に供給を継続し、早期復旧を実現する「強靱なサプライチェーン」の構築を目指します。本項目は、パートナーシップに基づいた共同対策を推進するためのものです。

- **事業継続に向けた協働体制の構築:** 不測の事態（自然災害、感染症、地政学的リスク等）に備え、共に供給責任を果たすための事業継続計画（BCP）を策定し、維持してください。

その際、単なる計画策定に留まらず、重要業務の選定や供給を再開するための代替戦略の構築に努めてください。当社は皆さまとの対話を通じて、必要に応じた支援や協力を行います。

- **リスク情報の迅速な共有と連携:** 有事の際は、自社への影響のみならず、サプライチェーン全体の寸断を防ぐため、被災状況や供給への影響を迅速に当社へ共有してください。不確実な段階であっても速報性を最優先した皆さまからの第一報が、当社の適切な初動対応の端緒となります。この迅速な情報連携により、経営層レベルでの代替調達支援や共同対策本部の立ち上げ等、的確かつ強力な初動対応を共に行うことを目指します。
- **サプライチェーンの可視化への協力:** 上流取引先（N次サプライヤー）を含めた生産ロケーション等の可視化に、可能な範囲で協力してください。これにより、潜在的なボトルネックを共に特定し、事前対策（代替調達先の確保や在庫の適正化等）を共同で推進します。
- **リスクインテリジェンスの向上と事後改善:** 蓄積されたリスク情報やデータを活用し、将来予測に基づいた戦略的な意思決定を共に行うことで、不確実な環境下においても互いの事業継続性を高め、競争優位を築く取り組みを推奨します。また有事収束後には、事態の根本原因の抽出や初動対応の振り返りを通じた継続的な体制改善および平時のリスクアセスメントの再検証に向けたデータの共有にご協力をお願いいたします。

### 3-9. 地域社会への貢献

良き企業市民として、事業活動を行う社会・地域と調和し共存共栄を図ってください

- **地域社会との調和:**  
国際的な人権・倫理基準を前提とした上で、各国・地域の文化や慣習を尊重し、地域社会との調和に努めること。事業活動が地域住民の生活環境に与える負の影響を最小化するとともに、地域課題の解決や持続可能な発展に資する活動への参画・貢献に努めること。

## 4. 本ポリシーの運用

- **社内およびサプライチェーンへの周知:**  
本ポリシーの趣旨を、貴社の経営陣および従業員に周知してください。  
また、貴社のお取引先（二次サプライヤー）に対しても、本ポリシーと同等の基準遵守を働きかけていただくようお願いします。
- **遵守状況の確認:**  
その際には、履行状況を定期的に確認し是正が必要と判断された場合は、速やかに改善を実施してください。当社は、本ポリシーの遵守状況を確認するため、アンケート調査（SAQ）や監査（現地訪問を含む）への協力をお願いする場合があります。

● **通報制度の整備:**

貴社の従業員や関係者が、法令違反や不正行為、人権侵害等の懸念を通報でき、かつ通報者が不利益な取り扱いを受けないための仕組み（グリーバンスメカニズム）を整備することを期待します。

制定日：2026年6月30日

フジテック株式会社